

「経過観察林」の指定の方法(案)

1 指定の方法

札幌市森林経営管理制度運用指針で定める「経過観察林」(広葉樹の天然更新が旺盛な林分において、森林整備が行われなくても早期に針広混交林化する可能性が高い人工林)の指定の方法を、以下のとおりとする。

- ①札幌市森林整備計画実行管理推進チーム会議等の機会において、森林整備に関わる複数の団体の職員が現地を調査する。
 - ・森林の様子は地上から直接確認する(一部ドローン等も活用)
- ②現場の状況を基に、調査員が個々の経験や知識によって評価する。個々の評価を、平均値などの客観的数値によって統合し、全体の評価とする。
- ③全体の評価において「森林整備が行われなくても早期に針広混交林化する可能性が高い」と評価された森林を「経過観察林」に指定する。

※「令和5年度札幌市森林整備計画実行管理推進チーム会議」における調査(資料6-1)を参照

2 指定の方法に関する研究

1による経過観察林の指定の結果を蓄積し、指定された森林における疎密度や NL 比などの数値から回帰分析等を行い、客観的指標による指定の計算式を確立できないか検討を進める。